

事 務 連 絡

令和 7 年 5 月 21 日

公益財団法人 日本訪問看護財団 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
認知症施策・地域介護推進課

戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することに伴う
影響への対応について（依頼）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）による戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）や住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）等の改正により、令和 7 年 5 月 26 日から、戸籍や住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されます（別紙 1 及び 2 参照）。

本改正に伴い、本人がそれまで銀行等の口座名義等で使用していた振り仮名と異なる氏名の振り仮名を、戸籍等の記載事項として届け出たに、銀行等における口座名義のみを変更し、各事業所・施設で管理している口座名義の情報の変更を行わなかった場合、銀行等における口座名義と、各事業所・施設で管理している口座名義の情報が一致せず、介護（予防）サービス及び地域支援事業（例えば介護予防・日常生活支援総合事業等）の利用料に係る口座振替による支払について振替保留が生じる可能性が考えられます。

つきましては、銀行等における口座名義を変更した場合、各事業所・施設で管理する本人情報に係る氏名の振り仮名及び口座名義の変更手続も併せて行うことが必要となりうるため、各介護保険関係団体におかれては、本人からの変更手続の申請があった際又は振替保留が生じた際に、各事業所・施設が適切に対応できるよう、上記趣旨について、会員事業所・施設へ周知をいただきますようお願いいたします。

なお、これを踏まえ、別紙 3 のとおり、金融庁から一般社団法人全国銀行協会等に対しても、銀行等において実際の口座名義を変更した者に対し、行政機関及び民間企業等に当該口座を登録していた場合は、当該口座名義の変更手続が必要となる旨について注意喚起を行っていただくよう依頼を行っている旨、申し添えます。

【別紙の構成】

別紙 1（戸籍への氏名の振り仮名記載の制度について）

別紙 2（住民票への「氏名の振り仮名」の記載について）

別紙 3（金融庁通知「戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することに伴う影響への対応について（依頼）」）